平成２１年（フ）第２９９７号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目１番27―306号
債務者　緑川　　敬
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０５７号
札幌市中央区南３条西12丁目320番地２　セゾンドゥブランシェ南３条401号
債務者　河野　眞美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１１３号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目２番22―506号
債務者　小原　和平
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１１８号
札幌市厚別区大谷地東５丁目16番１―304号
債務者　佐田　和基
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１４１号
札幌市南区澄川４条８丁目２番１―106号
債務者　日田　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１５１号
北海道江別市錦町２番地の３　錦町マンションＮｏ．２―205号
債務者　奥平久美子（旧姓猪俣）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２０４号
札幌市中央区南８条西９丁目755番地26　Ｎ―89―201号
債務者　竹原　未知
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２１１号
北海道江別市ゆめみ野東町40番地の14
債務者　平田　　学
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２１６号
札幌市中央区南22条西８丁目１番28―407号
債務者　鹿内　弘史
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２２９号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目７番１号
債務者　桑島　啓二
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２３０号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目７番１号
債務者　桑島　智子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２５３号
札幌市南区川沿12条３丁目３番８号　すずらんマンション１号
債務者　萩澤　　守
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２５９号
札幌市豊平区月寒西４条９丁目２番１―502号
債務者　田中共仁子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２６８号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番12―403号
債務者　池田　　亮
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２７０号
札幌市南区藤野４条２丁目10番１号　田尻方、住民票上の住所札幌市白石区本郷通９丁目南２番５―101号
債務者　塚本　真弓
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２８２号
札幌市手稲区金山２条１丁目６番10号
債務者　鈴木　達也
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３１８号
北海道江別市野幌代々木町21番地の10
債務者　大内　　卓
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３３１号
札幌市白石区南郷通１丁目北２番23―1607号
債務者　布施　　勇
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部